公益財団法人こころすこやか財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。
- (1) 常勤の役員(使用人兼務役員を含む。以下同じ) 報酬、及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬、及びその職務を行うために要する費用
- (3) 評議員 その職務を行うために要する費用
- 2 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって、役員報酬と使用人給与に区分して支給する。
- 3 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は 死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

- 第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1)報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職手当 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき20,000円以内とする。
- 3 評議員の職務を行うために要する費用の額は、評議員会への出席1回につき10,000円以内とする。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
- (1)報酬 毎月10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)
- (2) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後3か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。
- 3 評議員の職務を行うために要する費用は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨を持って本人(死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む事が出来る。
- 5 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割り計算)

- 第5条 新たに常勤の役員に就任したものには、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額についてはその月の総日数から一週あたり2日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規程に関わらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員棒給表 (使用人兼務役員も同じ)

月額(円)					
50,000					
100, 000					
150, 000					
200, 000					
250, 000					
300, 000					
400,000					
500, 000					
600, 000					
700, 000					
800,000					
900,000					
1,000,000					
1, 100, 000					
1, 200, 000					
1, 300, 000					
1, 400, 000					
1, 500, 000					

別表第2(第3条関係)

報酬の月額 × 在職年数 × 1.0

別表第3 (第6条関係)

区分	交通費	食費	宿泊料	
役員	鉄道賃実費 グリーン車	1食につき	政令指定都市	12,000円
	特急	1,200円	その他	10,000円
評議目	鉄道賃実費	1 食につき	政令指定都市	12,000円
	特急	1, 200 円	その他	10,000円

平成25年5月改正